

第12号議案

春日市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市文化財保護審議会の設置に伴い、文化財の指定等に係る手続に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市文化財保護条例の一部を改正する条例

春日市文化財保護条例(昭和49年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「別に定める春日市文化財専門委員(以下「文化財専門委員」という。)の意見を聴く」を「春日市文化財保護審議会条例(令和5年条例第 号)に規定する春日市文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)に諮問する」に改める。

第27条第3項中「文化財専門委員の意見を聴く」を「文化財保護審議会に諮問する」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。